

事業コード	03060107	政策コード	03	政策名	未来の交流を創り、支える観光・交通戦略
事業名	空港安全対策事業	施策コード	06	施策名	交通ネットワークの利便性向上と地域交通の確保
		指標コード	01	施策目標(指標)名	交通機関の利便性向上と航空ネットワーク機能の強化
部署名	建設部	課室名	港湾空港課	班名	調整・空港班
			(tel)	1285	担当課長名
					担当者名
					三浦 良則
					佐藤 出

評価対象事業(計画)の内容

事業年度 平成27年度 ~ 平成29年度

1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)  
 県管理空港において、空港周辺の樹木が制限表面を突出又は近接していることから、航空法第49条に基づき対象樹木を除去し、航空機運航の安全確保する。

3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)  
 制限表面に突出・近接した樹木を除去し、航空機運航の安全を確保する。  
 (重点施策推進方針との関係) 重点事業として要望 その他事業として要望

2. 住民ニーズの状況  
 ニーズを把握した対象  
 受益者 一般県民 (時期: 年 月)  
 ニーズの把握の方法  
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット  
 その他の手法 (具体的に )  
 ニーズの具体的な内容

4. 目的達成のための方法  
 事業の実施主体 県  
 事業の対象者・団体 突出・近接樹木所有者  
 達成のための手段  
 突出・近接した樹木の立木補償をおこない、除去する。

比較した代替手段及び選択した手段の有効性

土地ごと買収する手段もあったが、相続等で用地交渉に不測の期間を要し費用も掛かることから、立木補償とした。

把握してない場合の理由及び今後の方針

理由 各空港で実施した制限表面障害物件調査により把握した。

今後の方針 速やかに制限表面に突出・近接した樹木を除去する。

5. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	全体(最終)計画
01	空港安全対策事業	県管理空港において、空港周辺の樹木が制限表面を突出又は近接していることから、航空法第49条に基づき対象樹木を除去し、航空機運航の安全を確保する。	40,000	96,500	40,000				
財源内訳			40,000	96,500	40,000				
国庫補助金									
県債									
その他									
一般財源			40,000	96,500	40,000				

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果		制限表面を突出・近接する樹木を除去することにより、航空機運航の安全を確保できる。							
指標	指標名							指標の種類	
	指標式							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	最終年度
	目標a								
	実績b			データ等の出典					
	東北 全国								
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標	指標名							指標の種類	
	指標式							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	最終年度
	目標a								
	実績b			データ等の出典					
	東北 全国								
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
指標を設定することが出来ない理由									
航空機運航の安全確保について、指標を設定するのは困難である。									
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									
制限表面を突出・近接する樹木を除去することにより、航空機運航の安全向上効果が見込まれる。樹木除去後、制限表面障害物件調査結果と比較することで効果を把握できる。									

事業の必要性	
現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性	航空ネットワークの利便性の向上と機能強化を図るためには、制限表面を突出・近接した樹木を除去し、航空機運航の安全を確保する必要がある。
住民ニーズに照らした事業の必要性	利用者の観点からすると、航空機運航の安全は最も重要であり、制限表面を突出・近接した樹木を除去する必要がある。
事業の県関与の必要性	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの 航空法第49条（物件の制限等）に基づき、空港管理者である県が関与するものである。

政策評価委員会意見		重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定
		重点事業 其他